

第 3 次
桐 生 市
環 境 基 本 計 画
(案)

2021～2030



桐生市

《目 次》

第 1 章	環境基本計画について	
第 1 節	計画改定の背景と趣旨-----	1
第 2 節	計画改定の基本的事項-----	2
第 2 章	桐生市の環境の現状	
第 1 節	桐生市の概要-----	9
第 2 節	自然環境の現状-----	11
第 3 節	生活環境の現状-----	12
第 3 章	計画の目標	
第 1 節	基本理念-----	15
第 2 節	主体と責務-----	15
第 3 節	望ましい環境像-----	16
第 4 節	5 つの目標-----	16
第 4 章	目標達成のために	
第 1 節	施策の体系-----	17
	基本施策 1 ～ 1 4 -----	19
	市民の取り組み-----	33
	事業者の取り組み-----	35
	環境指標一覧-----	37
	第 3 次桐生市環境基本計画とSDGsとの関係-----	38
第 5 章	地域別環境特性	
第 1 節	地域の 4 分類-----	40
	山地地域、里地地域、平地地域、水辺地域-----	41
第 6 章	計画の推進と進行管理	
第 1 節	計画の推進体制-----	45
第 2 節	進行管理-----	46
資料		
資料 1	桐生市環境基本条例-----	47
資料 2	桐生市環境審議会委員名簿-----	49

第1章 環境基本計画について

第1節 計画改定の背景と趣旨

市では、平成12年12月に制定した環境基本条例に基づき、平成13年3月に10年計画とした桐生市環境基本計画を作成し、その後、平成23年3月に第2次桐生市環境基本計画に改定し、さらに平成28年3月には追補版を作成し環境施策体系の見直しや指標の再設定を行いました。

この計画は、今日の複雑化、多様化する環境問題に対処し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を確保できるよう桐生市の自然的社会的条件に応じた環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための枠組みづくりとして作成したものです。“人と自然が調和し ころ豊かに感じるまち”を目指し、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「地球環境」、「環境保全活動」の5つの目標を定め、市民、事業者、市がそれぞれの立場で取り組むべき方向を示し、目標達成に向けた様々な環境に関する取り組みを進めてきました。進行管理にあたっては、年次報告書として作成している「桐生市の環境」によって、桐生市環境審議会に進捗状況を報告するとともに意見を求めてきました。

このような状況の中、計画期間が令和2年度をもって満了を迎えることから、計画の問題点・課題や施策の進捗状況、国や県の環境政策の動向、桐生市をとりまく環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展などを踏まえ、第2次桐生市環境基本計画をより適切な内容に見直しを行いました。



菱町から桐生川・吾妻山を望む

第2節 計画改定の基本的事項

1 計画改定の視点

桐生市環境基本計画については、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用し、さらに市民の意向、市の総合計画を始めとする各種計画との整合性を踏まえ、庁内組織による検討や桐生市環境審議会の提言を受け、基本施策や環境指標を見直しました。

1) 国際的な動向を踏まえた持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)

2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が、2015年(平成27年)の国連総会で採択されました。SDGsは2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられました。また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されています。

第3次桐生市環境基本計画では、SDGsの考え方を活用し、これまで自立分散していた課題を統合させ、各施策の推進と関連する環境指標の実現を図り、SDGsの達成につなげていきます。



2) アンケート調査結果の反映

・市民アンケート調査結果

桐生市環境基本計画の改定に向けて市民の意見を反映するため、桐生市在住の18歳以上の市民2,000人を対象にアンケートを実施し、799人から回答をいただきました。（第23回「市民の声」アンケートに質問内容を追加）

第2次桐生市環境基本計画の17項目の基本施策について、興味関心、満足、重点的に取り組むものについてアンケートを行いました。

表1-1 基本施策に対する市民アンケート調査結果

(回答数)

目標	番号	アンケート項目（基本施策）	①興味関心 がある	②満足 している	③重点的 に取り組む
自然環境	1	生態系の保全	150	37	53
	2	自然とのふれあいの場の多さ	277	213	80
生活環境	3	空気のすがすがしさ	322	304	51
	4	水の清らかさ	380	330	98
	5	音や振動などの静けさ	157	130	29
	6	有害物質等による環境汚染の防止	210	34	165
	7	緑の豊かさ	360	403	58
循環型社会	8	一人あたりのごみの排出量	100	33	94
	9	資源の再利用、リサイクルの推進	217	72	163
	10	ごみの適正処理	240	162	107
	11	地産地消の推進	161	30	137
	12	水の循環機能（有効利用）	113	55	67
地球環境	13	地球温暖化対策の推進	196	18	119
	14	その他の地球環境問題への対策	79	15	26
環境保全活動	15	環境保全意識の向上	107	13	67
	16	環境教育の充実	86	18	64
	17	環境保全活動への取組	99	19	71
		無回答	38	94	28
		その他	-	-	141
		計	3,292	1,980	1,618

複数回答可

①興味関心があるもの

水の清らかさ、緑の豊かさ、空気のすがすがしさ、自然とのふれあいの場の多さといった、自然に関連する項目が上位を占めていました。桐生市は清流と森林を有する自然豊かな地域であるため、市民の自然に対する関心の高さがうかがえる結果となりました。

②満足しているもの

緑の豊かさ、水の清らかさ、空気のすがすがしさ、自然とのふれあいの場の多さが上位を占めており、市民の自然に対する満足の高さがうかがえる結果となりました。

③重点的に取り組むもの

有害物質等による環境汚染の防止、資源の再利用、リサイクルの推進が上位となりましたが、大きな差がなく、全体的に関心が高いことが分かりました。

・事業所アンケート調査

桐生商工会議所を通して市内の69社を対象にアンケートを実施し、30社から回答をいただきました。各事業所で実施している環境への取り組みについて、アンケートを行いました。

表1-2 各事業所で実施している環境への取り組みアンケート調査結果

	アンケート項目	①実践している事業所数		②実践していないが、今後検討したい事業所数
			①のうち、効果を感じている事業所数	
1	騒音・振動対策	10	3	0
2	有害物質の使用削減	7	1	0
3	水質・大気汚染対策	11	5	2
4	電気・水道の節約	23	9	0
5	冷暖房温度の管理	19	8	1
6	省エネ機器の導入	13	3	3
7	太陽光などの自然エネルギーの導入	3	3	3
8	低公害車・低燃費車の導入	9	3	3
9	廃棄物の発生抑制・減量	17	5	1
10	再生紙やリサイクル製品などの使用・購入	12	3	2
11	包装・梱包の簡素化	6	0	2
12	社員への環境教育の実施	13	3	3
13	ごみの分別の徹底	20	7	1
14	環境マネジメントシステムの導入	9	8	1
15	雨水や排水の再利用	3	0	2
16	環境にやさしい商品や技術の開発	9	2	3
17	事業所周辺の清掃活動・緑化活動など	14	2	2
18	地域の清掃活動などへの参加	7	4	2
19	電球のLEDへの切り替え	20	9	8
20	その他（自由記入）	0	0	0
	計	225	78	39

複数回答可

①実践している事業所

電気・水道の節約が23の事業所で実践されており、次いで、ごみの分別の徹底と電球のLEDへの切り替えがともに20の事業所で実施されている結果となりました。

①のうち、効果を感じている割合が高い取り組み

太陽光などの自然エネルギーの導入については3社中3社、環境マネジメントシステムの導入については9社中8社が効果を感じている結果となりました。

②実践していないが、今後検討したい事業所の数が多い取り組み

電球のLEDへの切り替えが8社と最も多い結果となりました。

3) 基本施策の変更

市民アンケート調査結果や、社会状況の変化に伴い以下のとおり見直しました。

- ・『生活環境』の「空気のすがすがしさを確保します」と「静けさを確保し、音風景を残していきます」をまとめて、「快適な空気・音環境の確保」に変更しました。「うるおいあるまちづくりを進めます」を「緑の豊かなまちづくりの推進」に変更しました。
- ・『循環型社会』の「一人一日あたりのごみの排出量を減らします」と「資源の再利用、リサイクルを推進します」をまとめて、「3Rの推進」に変更しました。また、「水の循環機能を守ります」を、『生活環境』の「緑の豊かなまちづくりの推進」に含めました。
- ・『環境保全活動』の基本施策を分かりやすく表記しました。

表1-3 桐生市環境計画基本施策の新旧対照表

目標	番号	旧基本施策	番号	新基本施策
自然環境	1	生物多様性の保全を図ります	1	生物多様性の保全
	2	自然とふれあい、学ぶ機会を増やします	2	自然とふれあう場の確保
生活環境	3	空気のすがすがしさを確保します	3	快適な空気・音環境の確保
	4	水の清らかさを確保します	4	清らかな水の保全
	5	静けさを確保し、音風景を残していきます	—	(3に含める)
	6	有害物質等による環境汚染を防止します	5	環境汚染の未然防止
循環型社会	7	うるおいのあるまちづくりを進めます	6	緑の豊かなまちづくりの推進
	8	一人一日あたりのごみの排出量を減らします	7	3Rの推進 (ごみの発生抑制・再使用・再生利用)
	9	資源の再利用、リサイクルを推進します		
	10	ごみの適正処理を行います	8	ごみの適正処理
地球環境	11	地域資源の有効活用を図ります	9	地域資源の有効利用
	12	水の循環機能を守ります	—	(6に含める)
	13	地球温暖化対策を推進します	10	地球温暖化対策の推進
	14	その他の地球環境問題へ適切に対応します	11	地球環境問題への対応
環境保全活動	15	環境保全意識の向上を図ります	12	環境保全意識の向上
	16	環境について学び、意識や認識を深めます	13	環境教育の推進
	17	環境保全活動に自ら取り組みます	14	環境保全活動の促進

4) 環境指標の変更

基本施策の変更に伴い、環境指標を以下のとおり見直しました。

主な変更点としては、旧環境指標「2自然観察の森利用団体数」が天候による影響を受けやすいことから、「2自然観察の森来園者数」に変更しました。旧環境指標「4下水道処理人口普及率」は、下水道のみではなく、合併浄化槽や農業集落排水等を含めた「4污水处理人口普及率」に変更しました。旧環境指標「7緑の豊かさ市民の声アンケート結果」は、桐生市第六次総合計画に併せ「6公園・緑地の整備の市民実感度」に変更しました。旧環境指標「11市内学校給食地場産野菜使用割合」は、地域資源としての空き家の利活用にも着目し、「空き家・空き地バンクの成約件数」を追加しました。旧環境指標「14雨水調査結果(pH)」は、酸性雨の原因物質の一つである大気中の窒素酸化物濃度を使用し「11環境基準達成率(窒素酸化物)」に変更しました。旧環境基本計画「17環境NPO法人登録団体数」は、環境保全活動の推進を図るため、ごみ減量化推進協議会が実施している「14環境保全物資支援者数」に変更しました。

表1-4 桐生市環境計画環境指標の新旧対照表

目標	番号	旧環境指標	番号	新環境指標
自然環境	1	植物の外来種率（基本対象群）	1	植物の外来種率（基本対象群）
	2	自然観察の森利用団体数	2	自然観察の森来園者数
生活環境	3	市内路線バス利用者数 自動車ガソリン使用量（市役所）	3	環境基準達成率（騒音） 自動車ガソリン使用量（市役所）
	4	下水道処理人口普及率	4	污水处理人口普及率
	5	騒音環境基準達成状況（一般地域）	—	（3に含める）
	6	地下水環境基準達成状況	5	環境基準達成率（地下水）
	7	緑の豊かさ市民の声アンケート結果	6	公園・緑地の整備の市民実感度
	8	一人一日あたりのごみの排出量	7	一人一日あたりのごみの排出量
循環型社会	9	リサイクル率	7	リサイクル率
	10	最終処分場の埋立量	8	最終処分場の埋立量
	11	市内学校給食地場産野菜使用割合	9	空き家・空き地バンクの成約件数 市内学校給食地場産野菜使用割合
	12	市有林の広葉樹林割合	—	（6に含める）
地球環境	13	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	10	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量
	14	環境基準達成率（硫黄酸化物） 雨水調査結果（pH）	11	環境基準達成率（硫黄酸化物） 環境基準達成率（窒素酸化物）
環境 保全活動	15	環境に関心を持っている市民の割合	12	環境に関心を持っている市民の割合
	16	自然観察会参加者数 （自然観察の森）	13	自然観察会参加者数 （自然観察の森）
	17	環境NPO法人登録団体数	14	環境保全物資支援者数

2 計画の役割と位置づけ

この計画は、環境行政を推進する上で基本となる事項を定めた計画であり、国や県の環境基本計画と連携し、それぞれの役割での計画内容とします。

計画の位置づけは、図1-1のとおりです。

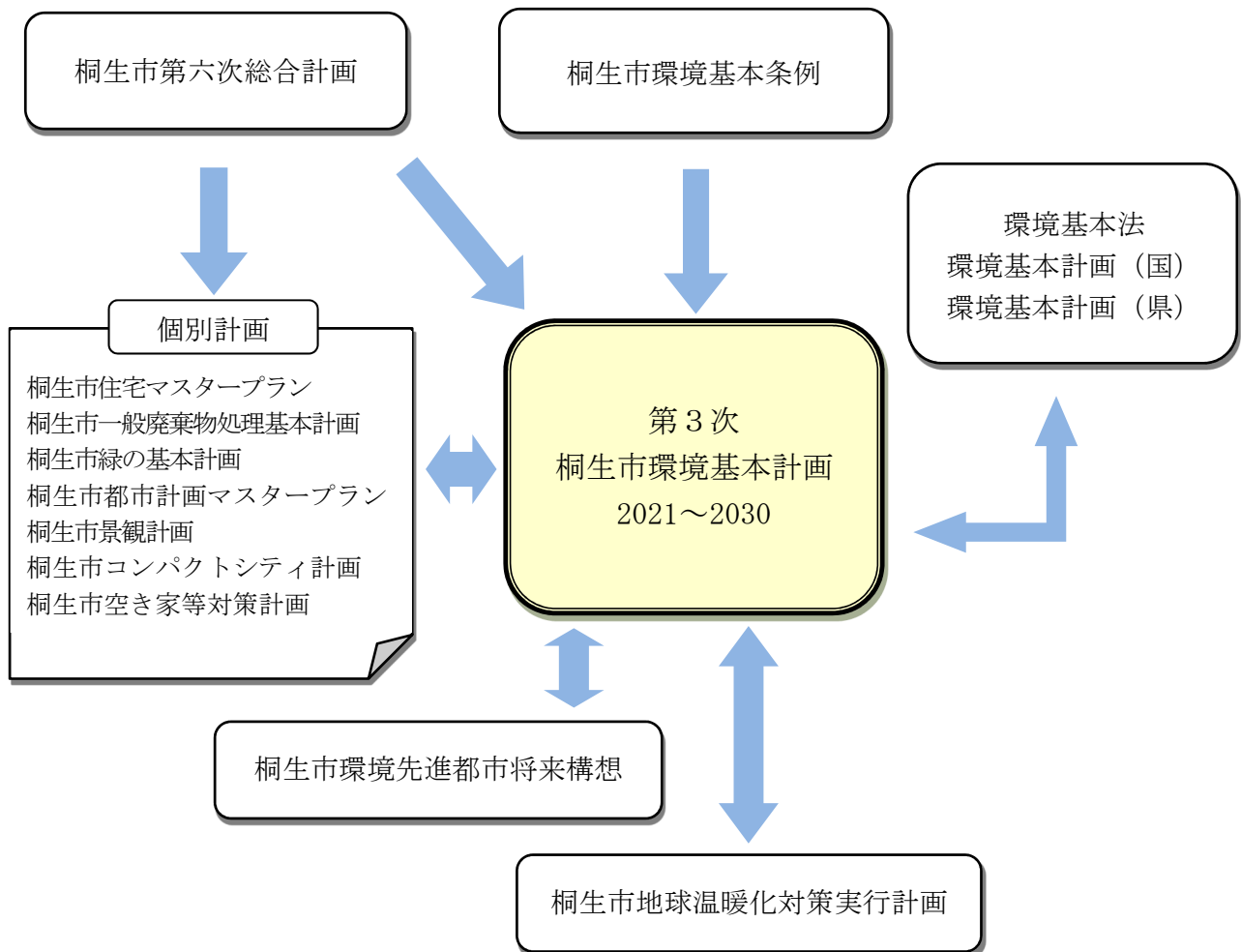


図1-1 桐生市環境基本計画の位置づけ

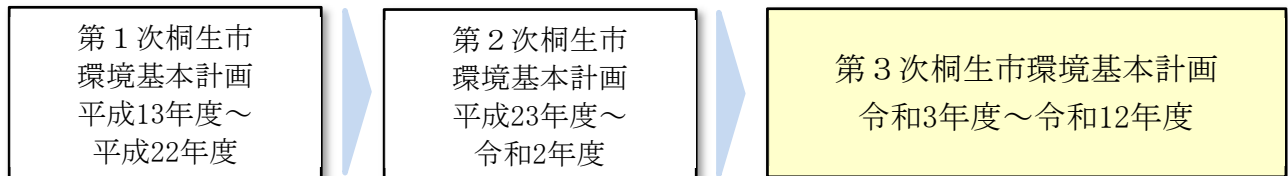
3 計画の対象範囲と地域

計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、地域環境及び地球環境を対象とし、私たちの日常生活や事業活動から発生する環境へ負荷を与えている要素すべてとします。

また、対象とする地域は、桐生市全域とします。

4 計画の期間

平成13年度を初年度とした旧計画を受け継ぎ、本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。計画の内容については、現計画の課題や施策の進捗状況、国や県の環境政策の動向、桐生市をとりまく環境や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

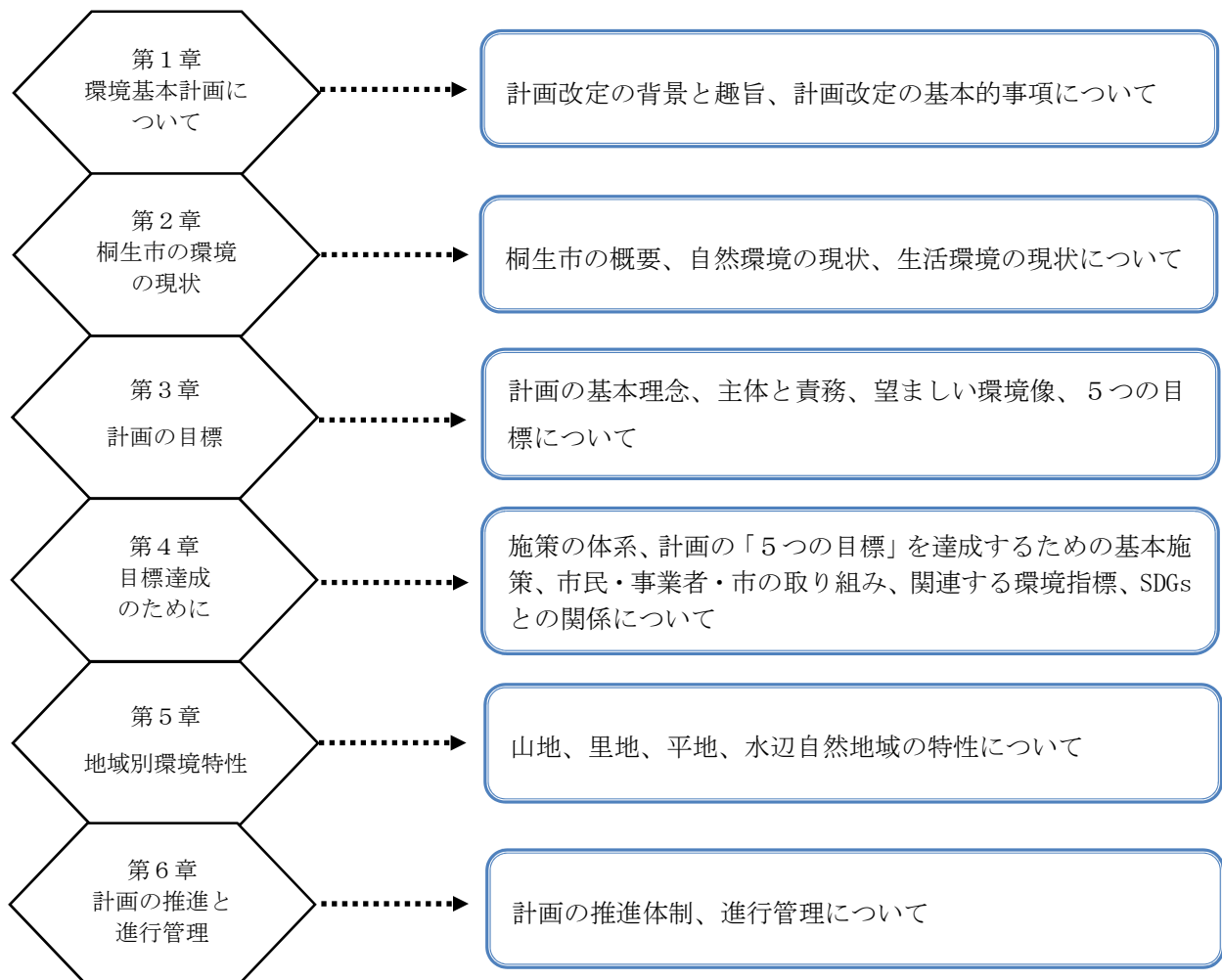


図1-2 計画の構成

第2章 桐生市の環境の現状

第1節 桐生市の概要

1 位置、面積

桐生市は、平成17年6月13日に新里地区・黒保根地区と合併し、面積274.45平方キロメートル、人口約11万人の都市です。群馬県の東南部に位置し、首都東京から約90キロメートル、県都前橋から約25キロメートルの距離にあります。

桐生市には4線の鉄道と3本の国道が通っており、前橋市、太田市、伊勢崎市などの群馬県下の主要都市に連絡するとともに、足利市、佐野市などの栃木県下の各都市と産業・経済の結びつきも強くなっています。

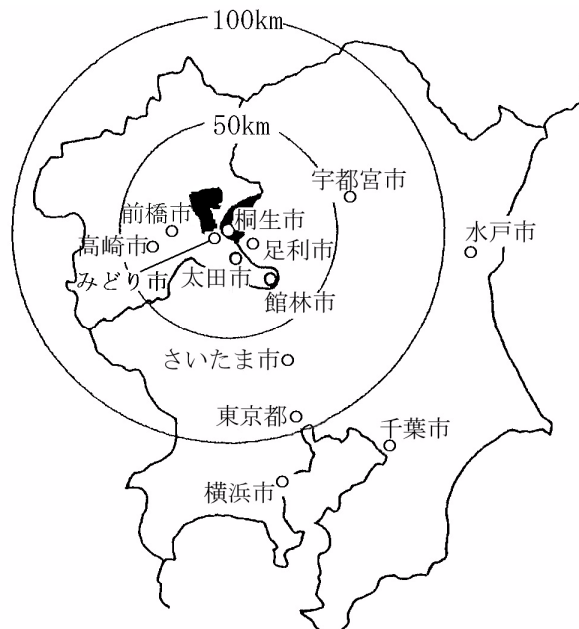


図2-1 桐生市の位置

2 気象

桐生市は、関東地方の内陸部に位置し、夏は蒸し暑く冬は寒くて乾燥する内陸型気候です。この10年間の平均気温と年間平均降水量はそれぞれ摂氏15.0度、1,262ミリメートルとなっています。

また、冬季に赤城山から吹きおろされる強い北西風「からっ風」が特徴として挙げられます。

3 地形、水系

桐生市は関東平野の北部、群馬県の東南部に位置し、利根川水系の渡良瀬川、桐生川が流れ、西北部に赤城山が位置した清流と森林を有する自然豊かな地域です。

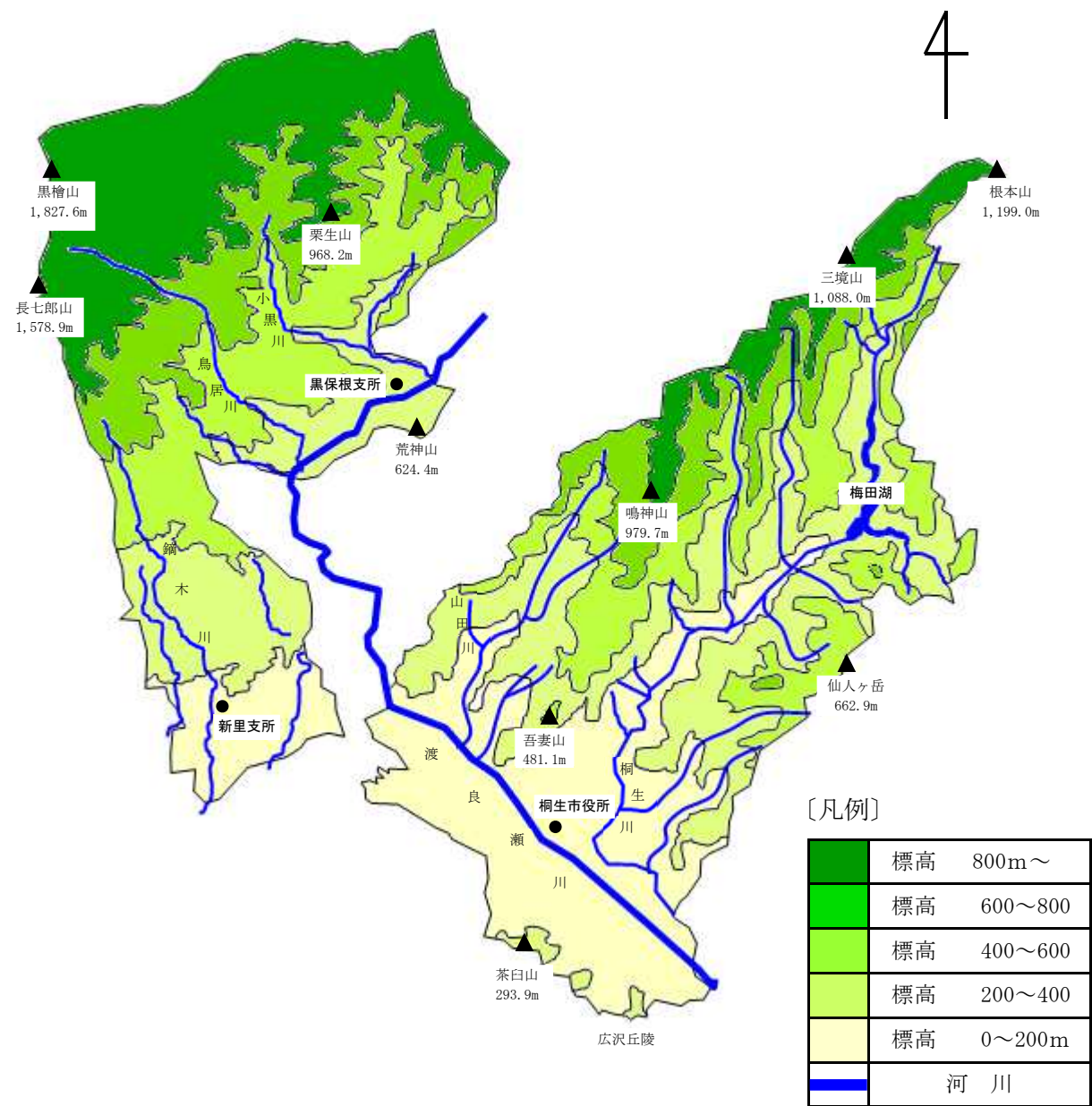


図2-2 桐生市の地形、水系

第2節 自然環境の現状

桐生市は、市域の約7割を森林が占めており、自然豊かな環境に恵まれ、最低標高70メートルから最高標高1,828メートルと高低差があるため、様々な植物が自生し、様々な動物が生息しています。

黒檜山東面は、アカヤシオ、シロヤシオ、トウゴクミツバツツジ、ナツツバキなどが見られます。花見ヶ原森林公園、利平茶屋森林公園では、アズマシャクナゲが多く見られ、赤城山系の一峰である長七郎山の山頂付近は、コメツツジ群落も形成されています。標高450メートル付近以下は、スギ植林地や二次林※のコナラ林（クヌギ-コナラ群集）が見られ、標高450メートル付近から標高700メートル付近までは、モミを中心として、ツガ、イヌブナ、カエデ類がその森林を形成しています。標高700メートル付近から1,197メートル（根本山頂）までは、冷温帯樹林域で、標高800メートル付近からは、ブナやブナ林が切られた後の二次林としてミズナラ林を見ることが出来ます。

鳴神山には、カッコソウの自生地があり、自然保護団体や地元住民等の協力により保全活動が行われています。

また、鐺木川沿いのサクラソウ群生及び荒神山・水源の森のヤマタバコ群生は、貴重なものです。

※ 原始的な自然とは異なり、人間の活動によって創生された自然のこと。



カッコソウ



サクラソウ

第3節 生活環境の現状

1 生活環境に係わる苦情

市では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの生活環境に係わる苦情連絡を受けると速やかに現場調査を行い、必要に応じて原因者への指導や助言をすることで、早期の解決に努めています。

苦情件数が最も多い大気汚染の主な要因は野外焼却であり、時期としては、家の窓を開けたり、屋外で活動する機会が多くなる春先から秋にかけて比較的多い状況となっています。その対策としては、広報紙による啓発や現地での指導を行っています。

表2-1 生活環境に関わる苦情発生件数（出典：桐生市の環境H30）（単位：件）

年度 (平成)	苦情件数（典型7公害）							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下		
25	36	6	7	1	9	0	0	165	224
26	37	5	4	0	13	0	0	202	261
27	33	6	4	0	9	0	0	60	112
28	30	6	6	0	11	0	0	53	106
29	26	4	10	0	10	0	0	55	105
30	39	4	2	0	5	0	0	60	110

2 大気環境

市では、大気汚染の状況を正確に把握するために監視を実施しています。群馬県でも市内に測定局を設置し、硫黄酸化物※¹、窒素酸化物※²、光化学オキシダント※³、微小粒子状物質（PM2.5）※⁴、浮遊粒子状物質※⁵等について常時測定しています。光化学オキシダントは全国的に環境基準を達成できていない状況で、桐生市でも同様の傾向にあります。その他の項目については環境基準を達成しています。

- ※1 石炭、石油などの硫黄分を含む燃料を燃やすことによって発生します。二酸化硫黄と三酸化硫黄とがありますが大部分は二酸化硫黄として排出されます。このため濃度の測定は二酸化硫黄で行い、環境基準も二酸化硫黄で設定されています。
- ※2 一酸化窒素と二酸化窒素の総称で、発生源は工場、事業場及び自動車などがあり、燃料の燃焼過程において空気中の窒素と酸素の反応により生ずるものと、燃料中の窒素が酸化されて生ずるものがあります。大部分は一酸化窒素の形で排出され、大気中で二酸化窒素に変化します。窒素酸化物は、それ自体が有害であるばかりでなく、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質でもあります。
- ※3 従前まで光化学スモッグと呼んでいました。自動車の排気ガスや工場の煙などに太陽の光が当たり発生し、目やのどが痛くなる場合があります。
- ※4 PM2.5とは、直径2.5マイクロメートル（1マイクロメートル＝0.001ミリメートル）以下の小さな粒子です。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されています。
- ※5 大気中に浮遊している10マイクロメートル以下の微粒子で、呼吸器官系への影響が懸念されています。

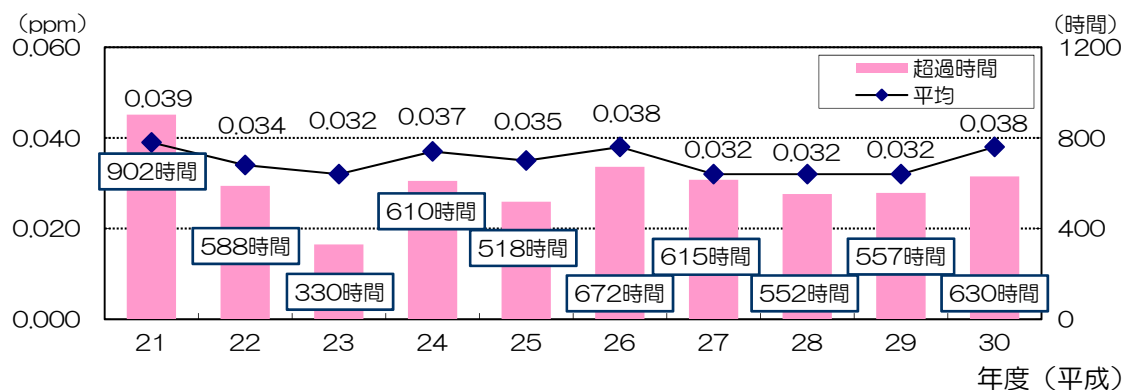


図2-3 光化学オキシダントの環境基準 (0.06ppm) 超過時間推移

(出典：桐生市の環境H30)

3 水環境

市は、公共用水域である河川の水質の汚濁の状況を監視するため、市内の主要な河川の水質を測定しています。この河川のうち、渡良瀬川、桐生川、早川の3河川については環境基準が適用されており、有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標であるBODでみると、9か所の測定地点で概ね環境基準 (2 mg/L) を達成しています。

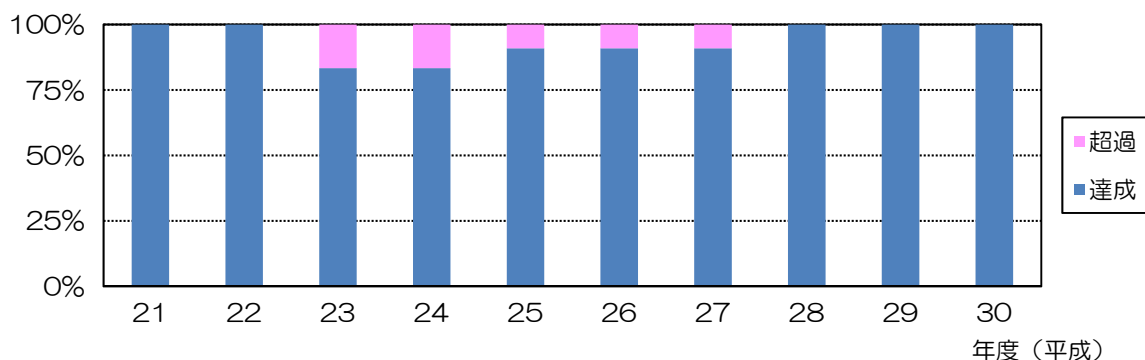


図2-4 河川の環境基準達成状況 (出典：桐生市の環境H30)

4 音環境

市では、一般地域における生活環境の騒音状況を把握するために、市内6か所で測定を実施しており、全ての地点で環境基準を達成しています。また、市内8か所において、自動車騒音測定を実施しており、全ての地点で要請限度*を満たしています。

※ 公安委員会に対する要請及び道路管理者に意見を述べる際に自動車騒音の大きさを判定する基準。

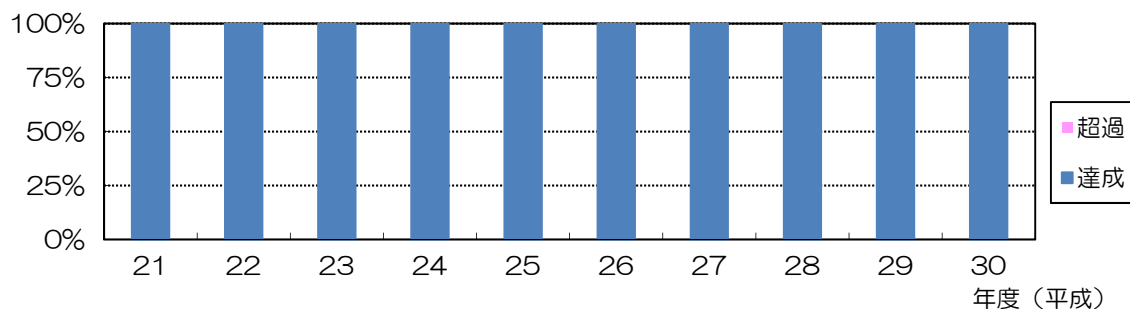


図2-5 環境騒音に係わる環境基準達成状況 (出典：桐生市の環境H30)

5 ごみの排出・処理状況

1) ごみの排出状況

市では、平成3年に「桐生市ごみ減量化推進協議会」を組織し、市民総参加によるごみ減量化に向けた取り組みを推進しています。これら取り組みの効果と、近年の人口減少や経済構造等の社会情勢の変化が相まって、本市のごみの総排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。ここ数年、各種ごみ減量施策の実施により、市民1人1日あたりのごみ排出量^{※1}は減少していますが、他市に比べ高い値で推移しています。将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、ごみの発生抑制、ごみの減量、資源の再利用、ごみの適正処理の確保等により、天然資源の消費を抑制するなど、環境負荷が少なく持続可能な循環型社会を構築する必要があります。

2) ごみの処理状況

ごみステーションに排出される燃えるごみなどは、清掃センターに搬入し適正に処理するほか、紙類などの資源ごみは民間事業者に直接搬入し、再生利用しています。平成30年度実績では、ごみの総排出量は、41,817トンです。

3) 資源化の状況

市では、3R（発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」）を推進しており、資源ごみの収集や清掃センターでの資源物回収などごみの資源化に取り組んでいます。より環境負荷が少なく、天然資源の消費を抑制するためには、発生抑制及び再使用に重点を置いた2Rの取り組みの強化が必要です。

表2-2 ごみの排出・処理状況

年度 (平成)	市民1人1日あたり のごみ排出量(g)	ごみの量(トン) [可燃・不燃・粗大]	再生資源ごみ (トン)	総排出量 (トン)
26	1,205	47,153	5,138	52,291
27	1,167	45,108	4,967	50,075
28	1,045	39,623	4,536	44,159
29	1,019	38,141	4,320	42,461
30	1,019	37,680	4,137	41,817

※1 ごみの発生量を人口と年間日数で割った値。単位はg（グラム）として表され、分別の推進、ごみ減量の指標として扱われる。

第3章 計画の目標

第1節 基本理念

桐生市環境基本条例では、良好な環境保全について以下の3つの基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基本事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

1. 良好な環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で、豊かな環境の恵みを受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。
2. 良好な環境の保全は、人と自然が共生できるよう自然環境に配慮し、適切に行われなければならない。
3. 良好な環境の保全は、市、市民及び事業者が公正な役割分担の下に環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

第2節 主体と責務

本計画の、環境に関する施策を総合的に推進するためには、基本理念に基づき多様な施策を市民・事業者・市が、それぞれの立場から特性を活かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む必要があります。責務について、基本的な考え方を示します。

1. 市民の責務

日常生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。環境保全に努め、市が実施する環境に関する施策に積極的に協力します。（取り組みは33～34頁を参照）

2. 事業者の責務

事業活動で生ずる公害の防止、廃棄物の減量と適正処理及びその他環境の保全に必要な措置を講じます。物の製造、加工又は販売に当たって、その製品が廃棄される場合、適正に処理され、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じます。環境保全に努め、市が実施する環境に関する施策に積極的に協力します。（取り組みは35～36頁参照）

3. 市の責務

環境の保全についての施策を策定し、実施します。事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めます。良好な環境の保全のための広域的な取り組みを必要とするものについては、国や他の地方自治体と連携を図ります。（取り組みは19～32頁参照）

第3節 望ましい環境像

第3次桐生市環境基本計画では、桐生市環境基本条例の理念や桐生市の自然環境、生活環境などの環境特性、市民の意見などを踏まえ、望ましい環境像として

『豊かな環境の恵みを みんなで守り 将来に引き継ぐまち』

を掲げています。桐生市は、渡良瀬川、桐生川の上流域を中心とした豊かな山林や清らかな川の流れとそれらが織りなす四季を通じた山や溪谷などの自然に恵まれたまちです。また、市街地には織物のまちとしての繁栄を支えてきた「ノコギリ屋根工場」をはじめとした近代化遺産があり、これらの自然と文化が密接な関わり合いを持っています。これからも桐生市の環境を守り、次の世代へと引き継いでいくために、私たち桐生市民は、一人一人が主体となって環境保全活動に取り組み、お互いに良い影響を与え合うことのできる健全な地域社会を構築していかなくてはなりません。

第4節 5つの目標

この計画が目指す「望ましい環境像」を実現するため、自然環境、生活環境、循環型社会、地球環境、環境保全活動に対する5つの目標を定めました。

1 自然環境

私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解するとともに生物多様性を保全し、豊かな自然を後世へ引き継ぎ、健康と安らぎを与える自然とのふれあいを大切にします。

2 生活環境

健全で恵み豊かな環境は、私たちが健康で文化的な生活を営む上で必要です。環境の監視、測定体制を整備し、公害の発生を未然に防止し、安心して住み続けられるまちを目指します。

3 循環型社会

私たちは、限りある環境資源の恩恵を受けて生活しています。ごみの減量化、リサイクル、ごみの適正処理に取り組むとともに、地域資源の有効活用等により、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

4 地球環境

私たちは、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギー等の導入を推進し、これまでのライフスタイルを見直し、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出抑制に努めます。

5 環境保全活動

私たちは、地球温暖化、廃棄物の増大など環境問題に関心を持ち、理解や認識を深め、自ら環境美化等の環境保全活動を実践します。

第4章 目標達成のために

第1節 施策の体系

第3次桐生市環境基本計画の「5つの目標」を達成するための、基本施策、個別施策、関連するSDGsの関係を示します。



※各取り組みは、以下のページをご確認ください。

- ・市民の取り組み → 33～34頁
- ・事業者の取り組み → 35～36頁
- ・市の取り組み → 19～32頁

個別施策

関連するSDGs

希少野生動植物の保護、外来生物対策

自然体験ができる機会の提供



監視・調査体制の充実、低燃費・低公害車の普及

公共下水道等の整備、監視・測定体制の充実

監視・調査体制の充実、有害物質等の情報収集

緑化の推進、公園等の整備



ごみに関する意識啓発、再使用・リサイクルの推進

ごみ処理施設の整備、不法投棄の防止

空き家等の有効利用、地産地消の推進



省エネルギーの推進、
再生可能エネルギー等導入の促進

硫黄酸化物等の発生抑制、フロン類の排出抑制
豪雨対策の推進



環境情報を収集・提供する体制の充実

自然観察会の充実

環境に配慮した行動の実践





基本施策 1

生物多様性の保全

----- 個別施策：希少野生動植物の保護、外来生物対策 -----

1. 現状と課題

- 本市には、様々な動植物が生息し、生物多様性を保持しています。その種の中には生息環境に手が加わったために、絶滅する種もありますが、反対に人間とのかかわりによって保持されてきた里山の自然もあります。鳴神山周辺にのみ生育する植物「カッコソウ」は、絶滅の危険性が非常に高い種として、平成24年5月「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種に指定されました。このため、これまで行政、市民団体及び個人等で行われていた個々の活動を、連携した活動とし、より効果的で包括的な保全対策を実施するため、平成26年4月26日にカッコソウ協議会を設立しています。
- 本市に過去存在しなかった動植物が故意または偶然に持ち込まれ生息域を拡大すると、在来種の捕食、交雑による遺伝的攪乱など、野生生物の生息・生育環境に大きな影響を与えてしまいます。全国的に深刻となっている外来生物にどのように対処するかが大きな課題です。
- 生物多様性を保全し、生き生きとした自然と人間が共存していくためには、自然に関する調査、研究、情報の収集が基礎となります。この基礎調査をもとに「自然にふれあう場所」と「保護観察する場所」を区別するなど、専門家の協力を得て、動植物の生育と自然環境を保全していく必要があります。

2. 市の取り組み

- ◆ 希少植物の保全を含めた自然環境保全を推進し、自然保護意識の普及啓発を図ります。
- ◆ 自然環境の調査、研究、情報の収集に努め、適切な保全策を講じます。
- ◆ 野生生物が生息できる空間の整備に努めます。
- ◆ 公共事業を行う際に生物多様性の保全を図り、動植物の生存に配慮します。
- ◆ 開発などの計画があった場合、生物多様性の保全に配慮するよう指導します。
- ◆ 外来種に対する情報の収集・整理に努めます。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
植物の外来種率 (基本対象種群)	11.1%	現状維持



基本施策 2

自然とふれあえる場の確保

----- 個別施策：自然体験ができる機会の提供 -----

1. 現状と課題

- 本市では、自然とのふれあいの場として自然観察の森、吾妻公園、水道山公園、ぐんま昆虫の森、花見ヶ原森林公園、利平茶屋森林公園などが整備され、市民に親しまれています。なかでも自然観察の森では四季を通して自然とふれあうことができます。
- 吾妻山、茶臼山、赤城山（黒檜山）、荒神山、栗生山、鳴神山、根本山にはハイキングコースや登山コースがあり、市内外から多くの人々が訪れています。これらの山は、いずれも市街地から近く、野鳥や植物を観察する格好のフィールドになっています。また、渡良瀬川や桐生川では、釣りや付近の散策を楽しんだり、河川敷に整備された親水域で水遊びをすることができます。
- より多くの人に、桐生の身近にある豊かな自然を理解してもらうために、自然とふれあう機会を増やしていくことが重要です。そのためには、実際に山や川で自然を体験できる本市の豊かな自然とふれあえる場所を確保する必要があります。

2. 市の取り組み

- ◆ 自然とふれあう機会が少なくなっている子どもたちに、自然体験の機会を提供するため、自然とふれあえる場を確保します。
- ◆ 公園など、自然とのふれあいの場の充実を図ります。
- ◆ 動植物と親しめる水辺の保全を図ります。
- ◆ 自然観察会など自然を体験できる場づくりを進めます。
- ◆ 自然に関する専門的な知識を持った職員を育成します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
自然観察の森来園者数	13,830人	15,000人



基本施策 3

快適な空気・音環境の確保

----- 個別施策：監視・調査体制の充実、低燃費・低公害車の普及 -----

1. 現状と課題

- 事業活動や建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制や指導を行っていますが、市街地では、住居と隣接しているところもあり、騒音の相談件数は減少していない状況が続いています。また、近年では低周波による相談もあります。
- 低速電動コミュニティバス「MAYU（まゆ）」が市内で運行されています。低炭素型スローモビリティとして環境にやさしいだけでなく、ゆっくりとしたスピードをいかして桐生の歴史や観光スポットを知ることができます。
- 大気汚染に係わる相談は、野外焼却が最も多く、対策として広報紙による野外焼却禁止の周知や現地での指導を継続して行っています。市内では大気汚染物質についての常時監視を行っていますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない状況が継続しており、全国的に見ても同じような傾向です。
- 法律に基づく指導等により快適な環境を確保していますが、これからは、市民や事業者对环境への理解をより深めてもらうことで快適な環境を確保することも重要です。また、経済活動と環境保全の両立も行っていく必要があります。

2. 市の取り組み

- ◆ 市に寄せられた相談は、法令・条例等に基づき、県などの関係機関と連携し、市民に寄り添いながら適切に対応します。
- ◆ エコ通勤・エコドライブ等の啓発を行い、自動車からの排出ガスの抑制に努め、健康増進や交通混雑緩和に貢献します。
- ◆ 県と連携した監視を行い、関係法令の規制基準を遵守するよう指導に努めます。野外焼却禁止の周知啓発や、現地での指導を行います。
- ◆ 環境に関する情報を発信することで市民や事業者对环境への理解を深めてもらい、環境保全と経済活動の両立を図ります。
- ◆ 低燃費・低公害車の導入を推進します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
騒音環境基準達成率	100%	100%
自動車ガソリン使用量 (市役所)	104 k l	91 k l



基本施策 4

清らかな水の保全

----- 個別施策：公共下水道等の整備、監視・測定体制の充実 -----

1. 現状と課題

- 水は、生命の源であると同時にあらゆる動植物の活動にとって欠かすことのできないものであり、良好な生態系を育みます。本市には渡良瀬川、桐生川、早川にそれぞれの支流が流入していることから、それらの清流を守り、後世へ引き継ぐために「桐生川の清流を守る条例」を平成12年6月に制定し、黒保根地区では住民意識の象徴として水源を守ることや自然との共存を目指すため、平成8年3月に県内で初めて「水源村宣言」をしました。
- 本市の良好な河川や地下水※を事業所や家庭からの排水で汚さないようにしなければなりません。本市では、河川や地下水の水質調査を実施し、監視を行っています。水質調査結果によると、河川の水質は改善されていますが、今後も公共下水道等の整備や維持管理を徹底し、環境負荷低減に努める必要があります。
- 渡良瀬川流域は明治時代以来、足尾銅山などからの排水等によって汚染されてきたという経緯があります。そのため、市民は河川の水質や環境に対する意識が高いと言えます。

※ 地下水については、「基本施策5 環境汚染の未然防止」を参照。

2. 市の取り組み

- ◆ 生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、適切な汚水処理を行います。
- ◆ 公共下水道、農業集落排水の整備、合併浄化槽の整備、普及を図ります。
- ◆ 下水道及び合併浄化槽の普及のための補助制度を周知し、積極的な利用を促します。
- ◆ 県と連携した監視及び指導を行い、事業所からの水質汚濁の防止に努めます。
- ◆ 水質監視体制及び測定体制を充実させ、水質事故等による汚染の防止に努めます。
- ◆ 河川流域自治体間の連携を図ります。
- ◆ 足尾銅山山元対策の監視を継続します。
- ◆ 下水道等公共施設の適切な整備、防災機能の向上を推進します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
汚水処理人口普及率	97.0%	98.8%



基本施策 5

環境汚染の未然防止

--- 個別施策：監視・調査体制の充実、有害物質等の情報収集 ---

1. 現状と課題

- 本市では、平成14年に土壌の汚染や災害の発生を防止し、生活環境の保全を目的とした「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しています。また、令和2年度から「桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行され、市内の一部の地域で再生可能エネルギー発電設備の設置を行う場合は、設置事業ごとに、事前に市の許可が必要になりました。
- 市内の一部の地域では地下水汚染がみられ、環境基準を超過しているため、定期的な監視を行っています。土壌や地下水は一旦汚染されてしまうと、回復には多くの時間と労力がかかることから、未然防止に向けた対策が必要です。
- 問題が表面化した後に対策をとるのではなく、考えられる未然防止策を行うことが求められています。このため、市の監視以外に、市民や事業者からの情報提供が重要となります。
- 災害・事故の発生が化学物質による環境汚染の大きな原因になることから、このリスクの最小化に向けた公共施設の整備を推進する必要があります。

2. 市の取り組み

- ◆ 「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく監視及び指導を行います。
- ◆ 県と連携し、化学物質や重金属等の使用事業者に対して管理を徹底させ、土壌汚染を防止することで、地下水汚染の未然防止に繋がります。
- ◆ 有害化学物質等についての正しい情報を市民、事業者提供します。
- ◆ 有害化学物質等について、国や県と連携し、対策を推進します。
- ◆ 災害による環境汚染リスクを最小限にするため公共施設の整備を推進します。
- ◆ 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染について、市民の健康や生活環境に影響を及ぼすことがないように、継続して公共施設等の放射線量を測定します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
地下水環境基準達成率	93%	現状維持



基本施策 6

緑の豊かなまちづくりの推進

----- 個別施策：緑化の推進、公園等の整備 -----

1. 現状と課題

- 本市の約70%を森林が占めており、森林浴を楽しむことができます。また、森林の土には保水性があり、急激に降った雨を地下に留めることにより、洪水などの自然災害から私たちを守ってくれています。
- 市内には、豊かな自然に加え、植物や動物を身近に感じることができる「自然観察の森」や「ぐんま昆虫の森」、緑に親しむことができる「吾妻公園」や「南公園」、歴史を感じさせゆったりとした時間の流れを楽しめる「山上城跡公園」、スポーツやレクリエーションを楽しめる広場や施設が整備された渡良瀬川河川敷の「小梅琴平公園」、「松原橋公園」など、多種多様な公園があります。
- 令和元年には、桐生川上流の梅田湖周辺に市民のレクリエーションや憩いの広場となるよう、梅田台緑地公園が整備されました。
- 「桐生市都市計画マスタープラン」や「桐生市景観計画」、「桐生市緑の基本計画」、「桐生市コンパクトシティ計画」などの関連計画に基づき、持続可能で魅力ある都市を目指し、市民、事業者、市が一体となり取り組む必要があります。

2. 市の取り組み

- ◆ 環境に配慮しながら住環境の整備を推進します。
- ◆ 公共空間における緑化の充実を図ります。
- ◆ 緑化推進のため、樹木の配布などの情報を周知します。
- ◆ 桐生の自然を生かした公園等の整備を推進します。
- ◆ 都市のコンパクト化を推進しつつ、森林、河川などの保全や自然を生かした景観を整備します。
- ◆ 市民の憩いの場や観光資源として活用しながら、落ち着いた魅力あるまち並みづくりを進め、移住、定住へと発展させます。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
公園・緑地の整備の 市民実感度	41.3%	調査の都度向上



基本施策 7

3 R※の推進

※ 3 R（ごみの発生抑制「リデュース」・再利用「リユース」・再生利用「リサイクル」）

――個別施策：ごみに関する意識啓発、再利用・リサイクルの推進――

1. 現状と課題

- 豊かで恵まれた地球の環境を守り、未来に繋いでいくためには、ごみ問題をはじめとする環境問題を解決していかなければなりません。私たちは今、便利さや快適さを追求し、大量に物を消費する「使い捨て型」の生活を見直し、資源や物を大切にし、ごみをなるべく出さない「循環型」の生活へ転換することが求められています。
- 循環型社会の形成においては、リサイクル等の推進による廃棄物の減量化の段階から、環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物等を資源やエネルギー源として有効活用することで天然資源の消費を抑制するという段階に進んでいます。
- 本市の1人あたりのごみ排出量は、県平均に比べ高く、3 Rの中でもごみの発生抑制、再利用の2 Rに重点を置き、施策を展開する必要があります。集団回収※¹については、回収量・登録団体ともに減少傾向にあり、新規団体の発掘や既存団体への支援の拡充などが課題となっています。
- 本市では、平成3年11月に「桐生市ごみ減量化推進協議会」を組織し、マイバッグ運動やごみ減量教室などの啓発事業を推進するとともに、各種リサイクル団体とも連携し、リサイクル事業の推進を図っています。また、食品ロスの削減と地域福祉の増進のため、フードバンク事業への支援も行っています。
- 近年では、5mm以下のプラスチックごみである「マイクロプラスチック」による汚染が取り上げられており、排水等に混じって河川に流出された後、海洋に拡散されたマイクロプラスチックによる生態系への影響などが懸念されています。

2. 市の取り組み

- ◆ 桐生市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量、リサイクル率の向上に努めます。
- ◆ ごみの発生状況、再利用、リサイクルに係る情報の収集と提供を行います。
- ◆ 市民や事業者の自主的・主体的な3 Rの取り組み等を支援します。
- ◆ 市民・事業者・市の相互理解によるごみ減量の推進を図ります。
- ◆ 集団回収登録団体制度の充実を行います。
- ◆ 食品ロス削減や、フードバンクの有効利用促進を図ります。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和7年度)
一人一日あたりのごみ排出量	1,019 g	950 g
リサイクル率※ ²	9.6%	15.5%以上

※¹ 集団回収とは、町内会や子供会など地域住民で構成される団体が、家庭から出た再生資源を回収して資源回収業者へその再生資源を引き渡し、ごみの減量と再生資源の有効活用に取り組むもの。

※² リサイクル率とは、ごみの総量から再生資源量の割合をあらわしたの。



基本施策 8

ごみの適正処理

----- 個別施策：ごみ処理施設の整備、不法投棄の防止 -----

1. 現状と課題

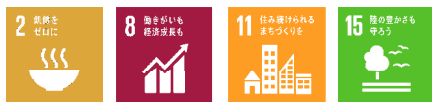
- 本市では、ごみの焼却処理や破砕処理、選別及び資源の回収、最終処分といった全ての処理を清掃センターの同一敷地内で法律に基づき適正に行っています。また、焼却処理する際に発生する余熱を利用し、発電や温水利用を行い、エネルギーの有効活用も図っています。しかしながら、排出されたごみのうち約8割以上は燃えるごみとして焼却処理されており、ごみの焼却処理量が増えるとそれだけ二酸化炭素の排出量を増やすことにもなります。また、燃えるごみには、紙類などの資源ごみの混入も推測されており、それらを資源ごみとして分別することで資源化量の増加と二酸化炭素排出量を低減させることが必要です。
- 本市のごみ処理が適正に行われるよう、ごみ処理施設の適切な整備を行い、安定的で効率的なごみ処理施設の運営を行うことが必要です。また、限りある最終処分場を長期的に使用するためには、更なるごみの減量化を進め、埋め立て量を低減させることが必要です。
- 本市の自然環境を守るため「桐生市不法投棄防止条例」に基づき、不法投棄の監視体制を強化するとともに、市民・事業者・市が一体となって不法投棄を「しない」・「させない」・「許さない」ための継続した取り組みが必要です。

2. 市の取り組み

- ◆ 桐生市一般廃棄物処理基本計画に基づき、処理量を抑制し、ごみ処理施設の延命化に努めます。
- ◆ ごみの適正処理の周知徹底を図り、焼却量及び埋立量を削減し、環境への負荷低減に努めます。
- ◆ ごみ焼却熱のサーマルリサイクルを継続し、エネルギーの有効活用を図る。
- ◆ 紙類など資源ごみ分別の周知啓発を行い、埋め立て量の低減を図ります。
- ◆ 桐生市不法投棄防止条例に基づき、各関係機関と連携し、不法投棄防止に努めます。
- ◆ 高齢化世帯の増加に対応した廃棄物収集を継続して行います。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和7年度)
最終処分場の埋立量	4,760 t /年	3,200 t /年



基本施策 9

地域資源の有効利用

個別施策：空き家等の有効利用、地産地消の推進

1. 現状と課題

- 本市では「桐生市空き家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例」を平成29年に施行し、積極的に空き家対策に取り組んでいます。
- 本市は水と緑に恵まれた地域であり、農産物や木材などを産出しています。各家庭で地元産の農産物等の購入を心がけることにより、地元産業の活性化を促すとともに、地方から輸送した場合にかかる運搬エネルギーの削減が期待できます。
- 地産地消としては、農産物直売所、えきなか市、スーパーの売り場に地元産のコーナーが設置されており、学校給食の食材としての利用もあります。商店などの需要と農家などの供給バランスやコストにも課題があります。
- 平成31年3月には、群馬県森林組合連合会が東毛地区の豊富な森林資源の利用拡大を目的として、梅田町に「桐生木材ヤード」を開設し、桐生・みどり地区における木材流通販売拠点として整備されました。
- 林業及び生活環境に被害を及ぼす獣種として、主にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、クマが挙げられます。本市は、中山間地域も多く、近年市街地にも出没することから、ほぼ全域でこれらによる被害が見られます。

2. 市の取り組み

- ◆ 空き家・空き地バンクを運営し、有効利用を図ります。
- ◆ 地元産の農産物等を積極的に活用します。
- ◆ 桐生市産の木材を積極的に利用し、利活用システムの構築を検討します。
- ◆ 市から排出される廃棄物等を資源として再利用するなど、資源を無駄にしない行政を心がけます。
- ◆ 地域資源の利活用に関する情報収集を行い、市民、事業者への情報提供に努めます。
- ◆ 森林を積極的に活用し、森林保全に対する市民の意識の高揚を促します。
- ◆ 桐生市鳥獣被害防止計画に基づき対策を推進します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
空き家・空き地バンクの成約件数	44件	現状以上
市内学校給食地場産野菜使用割合	8.3%	20%※

※令和5年度の目標値。以降の目標値は、桐生市総合計画を参照



基本施策10

地球温暖化対策の推進

―― 個別施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等導入の促進 ――

1. 現状と課題

- 大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスの急激な増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けています。記録的な猛暑や集中豪雨の増加、海面上昇なども引き起こされ、国際的な地球温暖化対策が求められています。
- 気候変動対策の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されたことを受け、国では平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、平成25年度比で、令和12年度までに温室効果ガス排出量を26%削減、長期的目標として令和32年度までに80%削減を目指すとしています。
- 本市では平成27年3月に「桐生市環境先進都市将来構想」を策定し、30年後の環境先進都市の実現のための施策に取り組み、また、地球温暖化防止のための国民運動である「COOL CHOICE」への賛同、市民、事業者への補助の実施等により地球温暖化対策を推進しています。
- 平成25年度には新里町奥沢地区の市有地をメガソーラ発電事業用地として民間事業者に貸付し、平成27年度には黒保根支所において太陽光発電設備及び蓄電池を設置するなど、再生可能エネルギーの導入の促進を図っています。また、令和2年度には市役所本庁舎に環境に配慮した電力の導入を開始し、さらに、桐生市観光情報センター「シルクル桐生」の駐車場内に電気自動車充電設備を設置し電気自動車の普及促進を図るなど、地球温暖化防止対策に努めています。

2. 市の取り組み

- ◆ 桐生市地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの削減を行います。
- ◆ 桐生市環境先進都市将来構想に基づき、再生可能エネルギー等の導入の促進を図ります。
- ◆ 市民や事業者に、地球環境やエネルギー問題に関する情報提供や啓発を行います。
- ◆ 地域内で発電されたエネルギーを地域内で消費できる地産地消の仕組みづくりに向けて調査研究を行います。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	34, 185 t -CO ₂	28, 490 t -CO ₂



基本施策11

地球環境問題への対応

―個別施策：硫黄酸化物等の発生抑制、フロン類の排出抑制、豪雨対策の推進―

1. 現状と課題

- 酸性雨は、主に石油や石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物を起源とする酸化物質が溶けて、pHが5.6より低くなった雨のことです。酸性雨の原因物質は、風に運ばれて長距離を移動し、国境を越えて深刻な被害を及ぼすため、国際的に協力して世界各国で様々な観測・分析が行われています。
- オゾン層の保護及び温暖化防止を図るため、業務用冷凍空調機器（エアコン、冷蔵・冷凍機器）についてはフロン排出抑制法により、家庭用のエアコンや冷凍・冷蔵庫については「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、また、カーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、それぞれフロン類の回収・破壊等の規制が行われています。
- 近年、気候変動により、これまでに経験したことのない、気温上昇、台風、集中豪雨等が確認されています。本市では、環境省の熱中症対策ガイドラインを指針とする熱中症予防の啓発を行うとともに、令和2年から試行されている熱中症警戒アラート発表時の情報伝達体制の整備を図り、市民の予防行動を促しています。また、水害対策としては、浸水が予想される地域や避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進しており、各種ハザードマップを用いて本市の災害の特性や避難時に気を付けること等の周知を継続して行っていく必要があります。

2. 市の取り組み

- ◆ 酸性雨を把握するため、大気中の硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度を確認します。
- ◆ 県と連携した監視及び指導を行い、事業所からのばい煙対策の啓発に努めます。
- ◆ フロン排出抑制法に基づき市有施設からのフロン類漏えいを防止します。
- ◆ 災害・事故の発生が環境汚染の大きな原因になりうることから、リスクの最小化に向けた施設整備を推進します。
- ◆ 集中豪雨等による被害の軽減に向けて、各種ハザードマップの周知、市民への防災意識の向上を促進します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
環境基準達成率（硫黄酸化物）	100%	100%
環境基準達成率（窒素酸化物）	100%	100%



基本施策12

環境保全意識の向上

----- 個別施策：環境情報を収集・提供する体制の充実 -----

1. 現状と課題

- 深刻化する環境問題の解決のためには、私たちの多様化した生活様式をできるかぎり環境への負荷が少ないものに改善していく必要があります。
- 市民、事業者、市の各主体が、個人、家庭、学校、地域、職場、行政のそれぞれの場において、環境に関心を持ち理解や認識を深めるとともに、環境保全活動にも自ら取り組み、活動を広げていくことが重要です。
- 本市には、ごみの問題、地球環境問題などに熱心に取り組む環境保全意識の高い市民や環境マネジメントシステム（環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001※等）の認証取得、包装の簡素化、エコマーク商品の販売など環境に配慮した活動を行っている事業所があります。
- 一方では、事業活動に際して環境への配慮が十分にされていない事業所や、「環境問題に関心はあるが、環境保全への取り組みが分からない」といった市民もあり、市として市民、事業者に対し十分な情報提供、啓発ができていないのが実状であるため、わかりやすく整理した内容で、実践行動を促すことができる情報を提供することが必要です。

※ 国際標準化機構（ISO）の規格の一つで、環境に配慮した事業活動を行うための方法を規格化したもの。

2. 市の取り組み

- ◆ 子どもたちの環境保全への意識を高めるため、環境教育の充実を推進します。
- ◆ 環境に関する情報を収集し、提供できる体制を充実させます。
- ◆ 環境問題全般に関する相談、助言活動機能を高めます。
- ◆ 広報きりゅうや市ホームページなどで効果的に情報を発信します。また、より広い層に情報を届けるため、ICT※を活用した情報発信の多様化を図ります。
- ◆ 環境保全活動を行っている民間団体や事業者との情報交換や交流に努めます。

※情報や通信に関連する科学技術の総称。桐生市においては、スマートフォンアプリ「さんあーる」やユーチューブなどを活用中。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
環境に関心を持っている市民の割合	69%	調査の都度向上



基本施策13

環境教育の推進

----- 個別施策：自然観察会の充実 -----

1. 現状と課題

- 環境問題の解決のためには、市民一人一人が環境についての理解や認識を深め、実際の行動につなげていくことが必要です。特に、次世代を担う子どもたちについては、人と環境の関わりについての関心と理解をより深めてもらうため、自然体験と生活体験などを通じて豊かな心を育むことが重要となっています。
- 本市では、児童、生徒が桐生市の自然や環境、文化、歴史などをよりよく理解し学ぶことができるように、小学3年生、4年生を対象とした副読本「わたしたちの桐生」を作成し、学校教育での活用を図っています。
- 市民や事業者に対しては、自然観察の森における観察会や環境に関する講演会、セミナーを開催するなど、環境教育の機会や情報の提供もなされていますが、今後、家庭や学校、事業所内での環境に関する教育や研修、市民、事業者の自主的な活動を一層推進し、幼児から高齢者まで、それぞれの段階に応じた環境教育、が体系的に行われることが必要です。
- 本市の事業としては、こども環境教室（日光市足尾町体験植樹）、環境ポスターの募集などを実施しています。

2. 市の取り組み

- ◆ こども環境教室等を行い、子どもたちに環境へ関心をもってもらえるよう努めます。
- ◆ 各学校との連携を図りながら、環境教育が体系的に行われるよう支援します。
- ◆ 自然観察の森、ぐんま昆虫の森、青少年野外活動センターなどの体験ができる場を活用し、環境教育のさらなる充実を図ります。
- ◆ 環境教育をより一層推進するため、地域や企業との連携を促進します。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
自然観察会参加者数 (自然観察の森)	1,681人	現状維持



基本施策14

環境保全活動の促進

----- 個別施策：環境に配慮した行動の実践 -----

1. 現状と課題

- 本市の環境をよりすばらしいものにするためには、市民、事業者、市の各主体が、本市の環境の現状や環境保全活動に関して関心を持ち、理解や知識を深めていくこと、そしてそれを具体的な環境保全活動として実践していく必要があります。
- 自然保護活動や環境保全活動などに積極的な市民団体や事業者が多い中、市民一人一人の間にも環境に配慮した活動が普及しつつありますが、依然として一部の活動に止まっている現状があります。自主的な環境保全活動を市民全体に広めていくためには、まずは市が環境保全活動の実践主体としてリーダーシップを発揮し、市民、事業者がそれぞれの立場で環境保全活動に主体的に取り組むことが重要です。
- 本市では、自主活動を促進するため、資源の再利用、ごみ減量の観点から集団回収を行う市民団体への助成を行い、環境保全活動を推奨しています。
- 活動への課題としては、市民については意識と情報収集の問題があり、それは同時に、市の課題としての意識啓発と情報発信の不足でもあります。加えて、事業者には経費の問題、市については人員や予算の問題などもあげられます。

2. 市の取り組み

- ◆ 地域、ボランティア組織や事業所などと連携を図り、環境保全活動への支援、助成を行います。
- ◆ 環境美化活動を推進するために、活動を行う市民へ物資（ごみ袋、軍手、トイレ洗剤など）の提供を行います。
- ◆ 環境に配慮した行動の実践に努めます。
- ◆ 市役所全体で連携を図り、環境保全活動を行います。
- ◆ 市民や事業所と連携を図り、環境保全活動について情報提供や啓発を行います。

3. 環境指標

環境指標	基準値(平成30年度)	目標値(令和12年度)
環境保全物資支援者数	883人	現状維持

市民の取り組み

1. 市民の環境配慮

桐生市の山地は、豊かで貴重な自然の宝庫として、重要な位置づけがなされています。私たちがこの豊かな自然環境を保全し後世へ継承するには、環境問題に関心を持つとともに、生活様式を大量消費、大量廃棄から環境にやさしい循環型へと変革していく必要があります。また、行政や環境保全に関する活動を行っている団体等が実施する環境保全対策に、積極的に参加、協力することに加え、自らも環境保全活動を行わなくてはならないということを踏まえ、下記のとおり目指す取り組みを定めます。

2. 市民の目指す取り組み

市民の目指す 取り組み

日常生活で環境に与える影響を少なくするため、一人一人が責任ある行動をします。



5つの目標に係る具体的な取り組みと関連するSDGsを示します。



1) 自然環境に関する取り組み



- ☐ 外来生物や自然保護に関する正しい知識を身につけましょう。
- ☐ 自然環境の調査、研究、情報収集に協力しましょう。
- ☐ 生物の生息環境を保全する取組に積極的に参加、協力しましょう。
- ☐ 自然の持っている働きや仕組みを理解し、自然と親しみましょう。
- ☐ 自然観察会やレクリエーション事業に積極的に参加しましょう。

2) 生活環境に関する取り組み



- ☐ 近隣に迷惑となる生活騒音を発生させないようにしましょう。
- ☐ 近隣に迷惑な野外焼却をしないで、適正に処理しましょう。
- ☐ 台所などからの調理くずや、油などを排水口に流さないようにし、生活排水による水の汚れを減らしましょう。
- ☐ 水環境の保全のために、浄化槽を適正に維持管理して使用しましょう。
- ☐ 自家用車の買い替え時には、低公害車（電気自動車、ハイブリット車、低燃費車等）を選ぶようにしましょう。
- ☐ 公園、緑地、街路樹、水辺の適切な使用と管理に協力しましょう。
- ☐ 所有地内の緑化の推進に努めましょう。

3) 循環型社会に関する取り組み



- 紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをきちんと分別するなど、ごみ出しのルールを守るようにしましょう。
- 買い物には、マイバッグを持参しましょう。
- ごみに出す前にリサイクル方法を考えましょう。
- 環境への影響ができるだけ少ない製品やサービスを選択しましょう。
- 環境にやさしい買い物スタイル協力店*の活用に努めましょう。
- 集団回収に積極的に参加、協力しましょう。
- ごみの分別収集に協力し、再使用、リサイクルに努めましょう。
- スーパーなどが実施する店頭回収を積極的に利用しましょう。
- 土地の所有者は、不法投棄されないよう防止に努めましょう。
- ごみのポイ捨てはやめましょう。
- 生ごみは、水気をよく切り、ごみを減量しましょう。
- 地元産の農産物等の購入を心がけましょう。
- 空き家等の利活用に協力しましょう。
- 食品ロスを減らし、フードバンク事業に協力しましょう。

※群馬県が、群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会を組織し、レジ袋の削減・容器などの店頭回収の推進を中心として、低炭素・循環型社会の構築を目指し一緒に活動する店舗を支援しています。

4) 地球環境に関する取り組み



- 照明をこまめに消す、冷暖房温度の適正化など省エネルギーに努めましょう。
- 電化製品等の買い替え時には、省エネルギー型商品を選ぶようにしましょう。
- 住宅用太陽光発電システムや蓄電池設備等の導入を検討しましょう。
- 通勤や買い物際には、自転車や公共交通機関などを積極的に活用しましょう。
- 地球温暖化等の環境問題に関心を持ちましょう。
- 日ごろから災害に備え、準備を行いましょう。

5) 環境保全活動に関する取り組み



- 環境に関心を持ち、自ら情報を収集し、正しい知識を深めるようにしましょう。
- 地域や行政が行っている環境保全活動に参加しましょう。
- 省エネルギーやリサイクル活動など環境にやさしい生活をするよう見直しを行い、各家庭から環境教育を推進しましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加し、美しいまちづくりに協力しましょう。

事業者の取り組み

1. 事業者の環境配慮

事業者が行う多くの事業活動は、環境に対して何らかの影響を与えていることから、事業者が環境持続性を意識した取り組みを実践することは、事業を持続可能なものとする上でも不可欠となります。

そのためには、製造、流通、販売などの事業活動のあらゆる段階において、環境へのリスクを把握し、環境問題の発生後の対策以上に、環境問題を未然に防止する対策や配慮が求められます。

また、事業者も消費者や行政などの様々な関係者と連携し、環境保全に対して協力するとともに、自らが行う環境に配慮した対策、活動に関して積極的に情報の発信、提供を行い、消費者へアピールしていくことが、持続可能な社会の実現に繋がっていくと考えられることを踏まえ、以下のとおり目指す取り組みを定めます。

2. 事業者の目指す取り組み

事業者の 目指す取り組み

環境問題を未然に防止するとともに、環境への負荷を最小限にするよう配慮します。



5つの目標に係る具体的な取り組みと関連するSDGsを示します。



1) 自然環境に関する取り組み



- ☐ 自然環境の調査、研究、情報収集に協力しましょう。
- ☐ 外来種に対する知識を習得するように努めましょう。
- ☐ 事業場の敷地や庭などの植栽の際に地域特性に配慮した樹種を選択しましょう。
- ☐ 開発の際には生物多様性の保全に配慮しましょう。
- ☐ 事業活動を行う際には、動植物の生息、生育環境に悪影響を与えないように充分配慮しましょう。
- ☐ 自然とふれあえる場の整備に協力しましょう。

2) 生活環境に関する取り組み



- ☐ 法令や条例を理解し、規制・基準を遵守しましょう。
- ☐ 事業活動の際には周辺環境に配慮し、騒音や悪臭などの発生防止に努めましょう。
- ☐ 事業所内の点検を徹底し、有害物質や油類の流出防止に努めましょう。
- ☐ 事業所排水設備を適正に管理し、水質改善に努めましょう。

- 事業用車両の購入には低燃費・低公害車を選択しましょう。
- 事業所内の緑化を推進しましょう。
- 最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用などの対策を推進しましょう。

3) 循環型社会に関する取り組み



- 資源化できるごみの分別を徹底し、ごみの減量化に努めましょう。
- 再生資源を積極的に活用しましょう。
- 異業種間の交流を図り、再使用、リサイクル技術の開発、普及を推進しましょう。
- 容器等の再使用がしやすい規格の統一化に努めましょう。
- 梱包や包装はできるだけ簡素化しましょう。
- 書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- 事業活動において、可能な範囲で地元生産物の利用を心がけましょう。
- 地域資源の利活用を心がけましょう。
- 空き店舗等の利活用を心がけましょう。

4) 地球環境に関する取り組み



- 電気機器の適正使用や、冷暖房温度の適正化など省エネルギーに努めましょう。
- 地球環境問題やエネルギー問題を理解し、事業に生かしましょう。
- 通勤時は自転車や公共交通機関などを積極的に利用しましょう。
- 施設の更新時には、省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備の導入に努めましょう。
- 災害・事故時でのリスクの最小化に向けた施設整備を推進しましょう。
- 各種ハザードマップ等を理解し、社員の防災意識向上に努めましょう。

5) 環境保全活動に関する取り組み



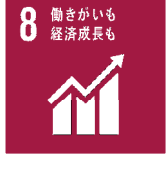
- 環境に配慮した製品や事業活動などについて、情報を広く市民に周知しましょう。
- 社員に対する環境研修・環境教育の実施、各種団体が開催する学習会やセミナーなどに積極的に参加し、環境への意識を高めるようにしましょう。
- ISO・エコアクション 21 の認証取得、環境 GS（ぐんまスタンダード）認定制度の利用、社内責任者の任命など、環境保全に向けた社内体制の整備をしましょう。
- 環境への配慮を事業計画の目標の一つとして示すようにしましょう。
- 事業者間の交流や情報交換などにより最新の環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるようにしましょう。
- イベントを活用した市民との交流を推進しましょう。
- 地域の美化活動などに積極的に参加・協力しましょう。

表4-1 環境指標一覧

基本施策		環境指標	基準値	目標値
1	生物多様性の保全	植物の外来種率 (基本対象種群)	11.1%	現状維持
2	自然とふれあえる場の確保	自然観察の森来園者数	13,830人	15,000人
3	快適な空気・音環境の確保	自動車ガソリン使用量 (市役所)	104 kℓ	91 kℓ
		騒音環境基準達成率	100%	100%
4	清らかな水の保全	污水处理人口普及率	97.0%	98.8%
5	環境汚染の未然防止	地下水環境基準達成率	93%	現状維持
6	緑の豊かなまちづくりの推進	公園・緑地の整備の市民実感度	41.3%	調査の都度 向上
7	3Rの推進	一人一日あたりのごみ排出量	1,019 g	950 g
		リサイクル率	9.6%	15.5%以上
8	ごみの適正処理	最終処分場の埋立量	4,760 t /年	3,200 t /年
9	地域資源の有効利用	空き家・空き地バンクの成約件数	44件	現状以上
		市内学校給食地場産野菜使用割合	8.3%	20%
10	地球温暖化対策の推進	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	34,185 t-CO ₂	28,490 t-CO ₂
11	地球環境問題への対応	環境基準達成率 (硫黄酸化物)	100%	100%
		環境基準達成率 (窒素酸化物)	100%	100%
12	環境保全意識の向上	環境に関心を持っている市民の割合	69%	調査の都度 向上
13	環境教育の推進	自然観察会参加者数 (自然観察の森)	1,681人	現状維持
14	環境保全活動の促進	環境保全物資支援者数	883人	現状維持

○第3次桐生市環境基本計画とSDGsとの関係

～SDGsの各ゴールと本計画の取り組みとの関係～

	ゴール	取り組み
 1 貧困をなくそう	ゴール1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	食品ロス削減・フードバンクの有効利用の促進を図ります。
 2 飢餓をゼロに	ゴール2：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。	地元産の農作物等を積極的に活用し、地産地消を推進します。
 3 すべての人に健康と福祉を	ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。	きれいな大気や水を守り、ごみを「しっかりと」衛生的に処理することで健康的な生活を守ります。
 4 質の高い教育をみんなに	ゴール4：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	子どもたちの環境への意識を高めるため、環境教育の充実を推進します。
 6 安全な水とトイレを世界中に	ゴール6：すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。	生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、適切な汚水処理を行います。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	ゴール7：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	省エネルギーの取り組みの推進及び再生可能エネルギー導入等の促進を図ります。
 8 働きがいも経済成長も	ゴール8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する。	豊かな自然環境を生かした効率的・安定的な農林業の振興を図ります。

	ゴール	取り組み
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ゴール 9 : レジリエンスなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る。	環境に優しい施設や、再生可能エネルギー設備を整備し、未来の産業や技術に繋がる基盤を作ります。
 11 住み続けられるまちづくりを	ゴール 1 1 : 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。	環境に配慮しながら住環境の整備を進めます。また、空き家の利活用も進めます。
 12 つくる責任 つかう責任	ゴール 1 2 : 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。	生産から流通・消費・廃棄に至るまで効率的な利用を進め、3 Rを推進します。また、食品ロスの削減も進めます。
 13 気候変動に具体的な対策を	ゴール 1 3 : 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を減らすための取り組み（再エネ・省エネ等）を進めます。
 14 海の豊かさを守ろう	ゴール 1 4 : 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、適切な汚水処理を行います。ごみのないきれいな町づくりを進めます。
 15 陸の豊かさも守ろう	ゴール 1 5 : 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。	希少植物の保全を含めた自然環境保全を推進し、自然保護意識の普及啓発を図ります。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	ゴール 1 7 : 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	市民・事業者・市のパートナーシップ強化を進めます。

第5章 地域別環境特性

第1節 地域の4分類

本市は、市街地に渡良瀬川と桐生川が流れ、山々が屏風状に連なり、市の総面積の約7割を森林が占めるなど、水と緑に恵まれています。こうした自然環境の強みを発揮するためには、それぞれの地域の特徴を理解する必要があります。桐生市環境基本計画では、桐生市を山地地域、里地地域、平地地域、水辺地域の4つに分類して、それぞれの特性を示します。

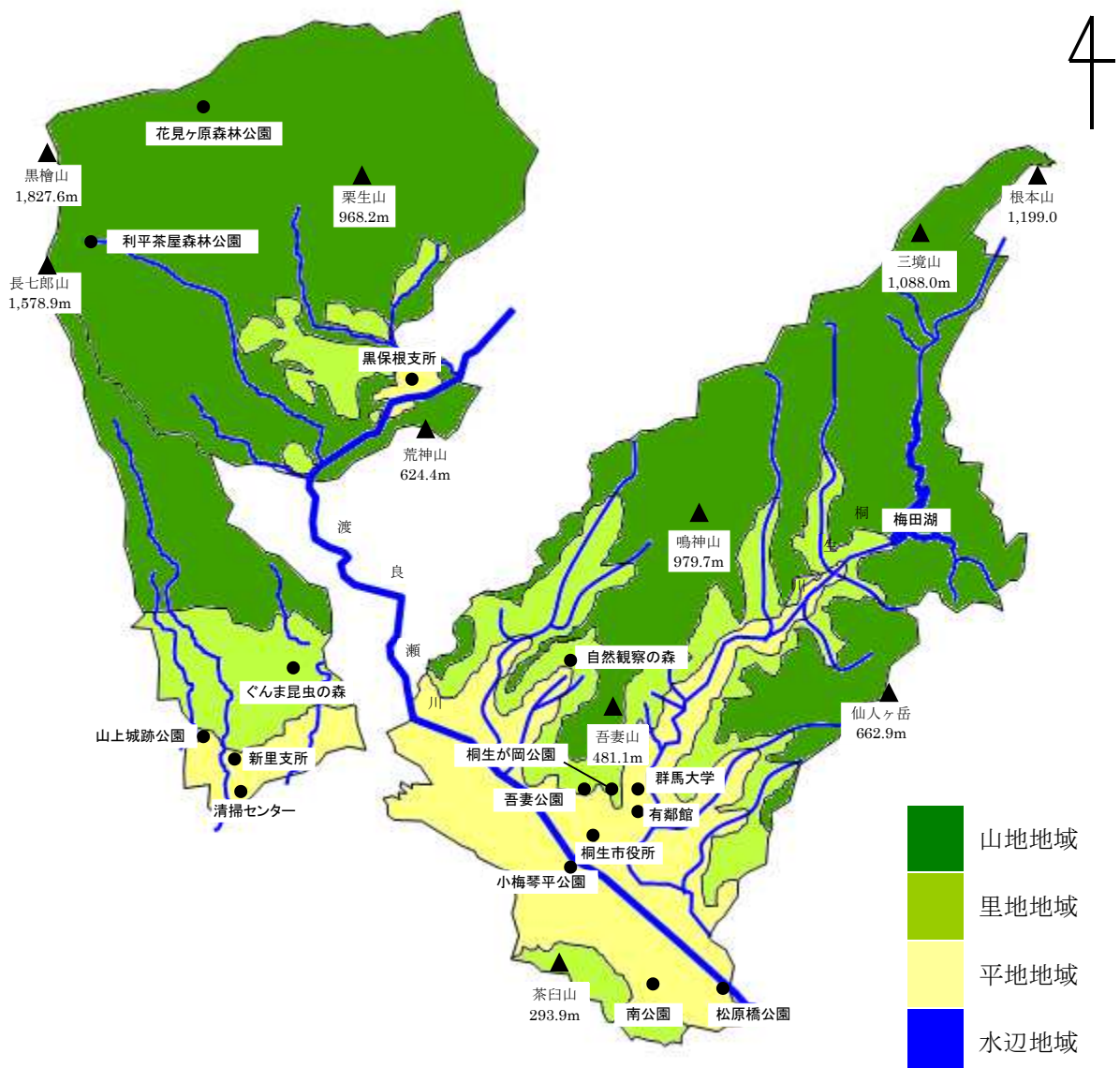


図5-1 桐生市の地域特性

1 山地地域

1) 地域の特徴

- 桐生地区北部は、急峻な山々が連なっており、自然豊かな地域です。
- 山地にはスギの人工林が多く見られ、鳴神山や根本山には多くのハイキングコースが整備されています。また、鳴神山には、国内希少野生動植物種に指定されているカッコソウの移植地があり、毎年4月下旬～5月上旬頃にピンク色の可憐な花を咲かせます。
- 根本山より流れ出る桐生川に沿って広がる一帯は、市街地からも比較的近く、「森林浴の森100選」・「水源の森百選」に選ばれた桐生川源流林と清流があり、素晴らしい景観と歴史の息吹にふれながら、手軽にハイキングを楽しむことができます。また、令和元年10月には、桐生川上流の梅田湖周辺に市民のレクリエーションや憩いの広場となるよう、梅田台緑地公園が整備され、さらに桐生市の自然を身近に感じることができるようになりました。
- 新里地区の中心部を流れる鏑木川の上流にある群馬県指定天然記念物「新里のサクラソウ群落」や、板橋地区にある桐生市指定天然記念物「サクラソウふれあい公園」では、4月下旬～5月中旬に紅紫色の可憐な花を見ることができます。新里地区北部は、従来、畑作を中心とした農業が行われていましたが、現在では、養豚や酪農などの畜産業が盛んです。
- 黒保根地区は、西北部が黒檜山（1828m）まで続いており、北部は沼田市に隣接しています。赤城山、荒神山のハイキングコースもあり、黒保根を訪れる人々にも安らぎと潤いを与えています。また、レクリエーションの森※に指定された利平茶屋森林公園や花見ヶ原森林公園があり、豊かな自然の中で、バーベキュー、ハイキングなど自然を満喫することができます。

※国有林野のうち、人と森林とのふれあいの場として、国民の保健及び休養に広く利用されることを目的に指定した森林。



花見ヶ原森林公園

2 里地地域

1) 地域の特徴

- 広沢、梅田、川内、菱町には、山林や水田等があり農業、林業が営まれてきました。吾妻公園や桐生が岡公園、南公園は市民の憩いの場として利用されています。
- 川内町にある自然観察の森は、桐生市街地の北西約 6 キロメートルのところにあります。園内には、展示コーナーやレクチャールームのあるネイチャーセンターや野鳥観察のための観察舎が整備されています。日曜日や夏休みには、自然に親しむための観察会などがひらかれています。
- 新里町の主要地方道前橋大間々桐生線から国道 353 号までの地域は、水田や畑地が広がり長い間農業が営まれてきました。畑地の多くは桑畑でしたが、近年では、住宅地としても利用されています。
- 山上城跡公園や総合グラウンドなどは住民憩いの場として活用されており、平成 17 年に開園した県立ぐんま昆虫の森は、全国的にもユニークな「昆虫」をテーマにした体験型教育施設であり、45 ヘクタールの敷地に雑木林や田畑、小川などの里山を再現し、昆虫を探し、手に取り、その生態をじっくり観察することができます。
- 黒保根町では、中間山地地域として、田畑が点在し、人々は農業や林業を営んできました。特に最近では、おいしい米の産地としても認識されるようになってきていますが、高齢化や有害鳥獣の被害にあい耕作放棄地も目立ちます。下田沢には、昭和 40 年代からシクラメンやアジサイを中心とした園芸農業が始まり、その栽培技術と市場性が高く評価されています。



自然観察の森親子観察会

3 平地地域

1) 地域の特徴

- 渡良瀬川と桐生川の沖積地として広がる地域は桐生新町として創設され、絹織物産業で培われた本町一・二丁目の歴史的町並みや、ノコギリ屋根の工場が数多く残っている地域として広く知られています。また、境野、広沢、相生町には、織物関係若しくは繊維関係や機械金属の工場があります。
- 天神町には、群馬大学理工学部・大学院理工学府があります。毎年春には、さまざまな体験、展示等を通じて地球環境について考える環境教育イベント「アースデイ in 桐生」が開催されています。本市は、「群馬大学を核とした産学官連携」を積極的に推進し、産業振興と活力あるまちづくりを進めています。
- 主要地方道前橋大間々桐生線の沿線及び以南の地区は、宅地化が進んでいます。特に、新里町新川は砂質土を利用した畑作が営まれてきましたが、宅地化によって人口が増加しています。
- 新里町野には、桐生市清掃センターがあります。同一敷地内でごみ焼却、破砕処理、選別及びリサイクル処理、最終処分場の敷地が確保され、将来を見据えた長期的な設計がされています。また、その余熱を利用した、関東最大級の全天候型室内温水プール「カリビアンビーチ」は、市内外から多くの人に利用されています。
- 黒保根地区の南部を東西に走る国道 122 号に沿った地区は、公共機関や医療機関があり、黒保根町の生活の中心地としての位置づけとなっています。
- 桐生市コンパクトシティ計画では、主要な活動拠点となる地域として設定されています。



本町一・二丁目の歴史的町並み

4 水辺地域

1) 地域の特徴

- 渡良瀬川の太田頭首工付近では水鳥が多く見られます。また、小梅琴平公園や松原橋公園は親水公園として整備され、恵まれた自然環境を生かしスポーツやレクリエーションの場としてだけでなく、自然観察や学習の場として利用されています。
- 桐生川では梅田湖周辺に親水広場や梅田台緑地公園が整備され、市民に広く親しまれています。この地区の水辺地域は、動植物の生息空間や市民の憩いの場としての特色を併せ持っています。
- 早川、鐺木川、蕨沢川には、動植物の生息空間が多く残され、市民の潤いの場として特色を持っています。近年では、下水道等の整備により水質が改善され、水辺の環境も良い方向に向かっています。
- 渡良瀬川の河川敷内に設けられた黒保根運動公園は、自然石を利用した川や蜚の生息する小川が整備され、親水公園として、また地域のスポーツ活動の中心として、市民に広く親しまれています。鳥居川上流の利平茶屋森林公園では、溪流沿いに東屋があり、水に親しむことのできるレクリエーション施設となっています。
- 桐生川の清流をはじめ、多くの清流が流れていますが、不法投棄やレジャー利用者のマナー低下による水質汚濁が懸念されています。



渡良瀬川の太田頭首工付近でのバードウォッチング

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

1 市民・事業者との協働体制の強化

計画を実効性のあるものとするためには、市が自ら施策を率先実行するだけでなく、施策に対して市民・事業者が協力し、それぞれの役割と責任を自覚して、積極的に取り組むことが必要です。

また、市としても、実際に活動に取り組む市民・事業者等の視点で検討し、積極的な参加と協力を促進していかなければなりません。これらを考慮して、市民・事業者・市の3者がお互いの立場を尊重しながら協働し、連絡調整や情報交換などを行い、意見をうかがいながら、計画を推進していく体制づくりが必要です。

2 庁内体制の強化

環境基本計画に掲げる各種施策を推進するためには、関係部局の連携と協力によって、総合的、一体的に行うことが必要です。このため、計画の推進や進行管理に関する組織として設置している桐生市環境基本計画庁内推進委員会において各種施策の点検・評価を毎年実施し常に進捗状況を把握しながらその推進に努めます。

3 桐生市環境審議会

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境保全の基本方針や必要な施策及び被害対策に関する事項について調査・審議するために、学識経験者、市民組織、産業団体、関係官公庁等の代表者が20人以内で組織する桐生市環境審議会を設置しています。

審議会には、環境基本計画の年次報告を行い、必要に応じて計画における施策の審議を行います。

4 国や県関係機関、関係自治体との連携

計画の施策を推進していく上で、国や県関係機関、他の地方公共団体その他の関係機関の協力を求め、連携して効率性、整合性などを考慮しながら適切な進行管理を図る必要があります。

特に大気や水質関係等広域的な取り組みが必要とされる施策にあたっては、連携を強固にし、積極的な対応を行います。

第2節 進行管理

1 進行管理の方法

計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの考え方に基づき「計画：P l a n」→「実行：D o」→「点検・評価：C h e c k」→「見直し：A c t i o n」という手順によるPDCAサイクルを用います。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、問題を解決しながら継続的な改善を図ります。

2 点検・評価の報告と環境情報の提供

計画の進捗状況は、桐生市環境基本計画庁内推進委員会において各施策の実施状況を点検・評価することにより把握し、検討を行います。また、その結果や環境情報については、年次報告書として作成している「桐生市の環境」により市ホームページ等を活用して提供します。桐生市環境審議会には、これらの計画の進捗状況を報告するとともに意見を求め、必要に応じて施策や事業の見直しについて検討を行います。

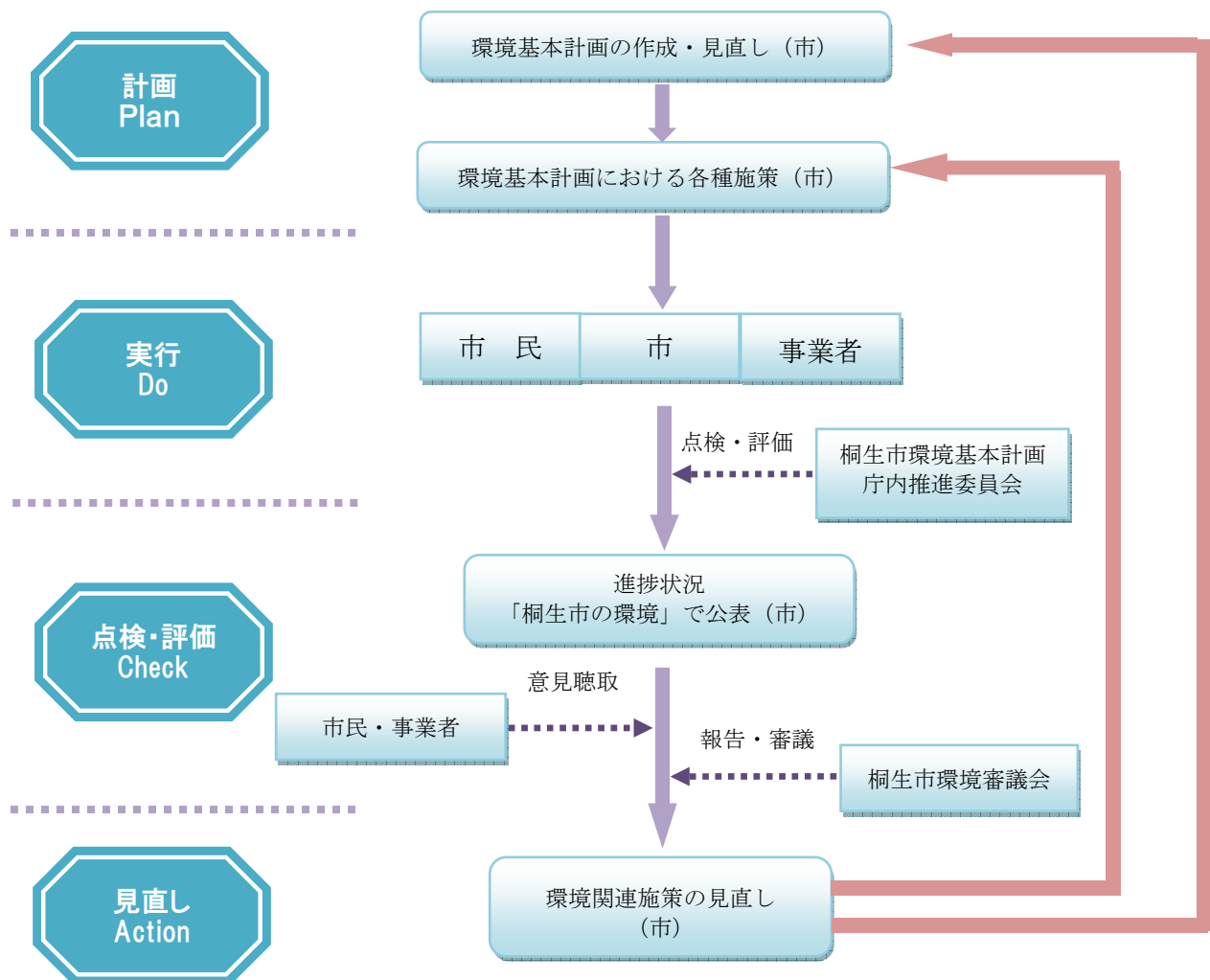


図6-1 推進体制図

資料 1 桐生市環境基本条例

平成12年12月27日
条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基本事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動、その他の活動に伴って生じる広範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が促進され、及び循環的な利用が行われない資源については適正に処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で、豊かな環境の恵みを受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全は、人と自然が共生できるよう自然環境に配慮し、適切に行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全は、市、市民及び事業者が公正な役割分担の下に環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全についての施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、良好な環境の保全のための広域的な取り組みを必要とするものについては、国、群馬県及び近隣の地方公共団体に協力を求めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害の防止、廃棄物の減量と適正処理及びその他環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売にあたって、その製品が廃棄される場合、適正に処理が行われ、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(施策の基本事項)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として良好な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に及ぼす被害を未然に防止するため大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 公害及びその他環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めること。
- (3) 生態系の多様性の確保に努め、人と自然が共生する環境を保全すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、その他の行動に取り組むことにより持続的に発展することができる循環型社会が構築されるよう取り組むこと。
- (5) 環境情報の提供、環境教育及び環境学習の充実に努め、環境保全活動への参加を促進すること。
- (6) 地域環境は、地球規模の環境と深く関わっていることから、良好な環境の保全に関する取組を通じて地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、桐生市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるとともに、桐生市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(報告書)

第9条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、施策の策定及び実施にあたっては、環境基本計画と総合的に整合を図るものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、良好な環境の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(環境への配慮)

第12条 環境に著しい影響を及ぼすと思われる土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画しようとする者は、その計画の立案にあたって、その計画の環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

(施設整備の推進)

第13条 市は、一般廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設、並びに公園緑地等の自然とのふれあいや保護を図るための施設の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習)

第14条 市は、市民等が良好な環境の保全について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が自発的に行う清掃活動、再生資源に係る回収活動、希少生物の保護等良好な環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条に規定する良好な環境の保全に関する教育、学習の充実並びに前条に規定する市民等の自発的な活動を促進するため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第17条 市は、良好な環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

(市民等の意見の反映)

第18条 市は、良好な環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、良好な環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

資料 2 桐生市環境審議会委員名簿

(令和3年 月現在)

学識経験者		
群馬大学大学院理工学府	教 授	板橋 英之（会長）
群馬大学大学院理工学府	教 授	丸山 真一
群馬大学大学院理工学府	准教授	伊藤 司
桐生市医師会	理 事	藤井 毅
桐生薬剤師会	理 事	須永 麻子
市民組織を代表する者		
桐生市区長連絡協議会	第13区長	中村 忠
桐生市婦人団体連絡協議会	環境生活部担当	中野 福代
桐生市食生活改善推進協議会	副会長	齋藤 和恵
きりゅう市民活動推進ネットワーク	理事長	近藤 圭子
新里地区	NPO新里昆虫研究会 会長	小池 文司
黒保根地区	NPO法人赤城自然塾 環境マネージャー	小林 善紀
産業団体を代表する者		
桐生商工会議所	環境先進都市推進 委員会委員長	田中 榮一
桐生広域森林組合	代表理事組合長	村上 利朗
桐生市繊維振興協会	副会長	黒澤 昇
桐生地区産業環境保全連絡協議会	会 長	須藤 忠
新田みどり農業協同組合	理 事	八代 由子
群馬県建設業協会桐生支部	監 事	新井 茂男
官公庁を代表する者		
東部環境事務所	所 長	星野 隆昌

第 3 次桐生市環境基本計画（案）2021～2030

令和 3 年 月

発行 桐生市

編集 桐生市 市民生活部 環境課

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号

TEL 0277-46-1111(代)

FAX 0277-43-1001

Eメール kankyo@city.kiryu.lg.jp